

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

津奈木町まち・ひと・しごと創生推進計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

熊本県葦北郡津奈木町

3 地域再生計画の区域

熊本県葦北郡津奈木町の全域

4 地域再生計画の目標

本町の人口は 1950 年の 9,303 人をピークに減少しており、2015 年国勢調査では 4,673 人となっている。住民基本台帳によると 2021 年 7 月 31 日時点では、4,430 人となっている。国立社会保障・人口問題研究所（以下、「社人研」という。）の推計では、2060 年には 1,629 人まで減少することが見込まれている。

年齢 3 区分別の人口をみると、総人口の減少傾向と同様に、生産年齢人口（15 歳～64 歳）と年少人口（0 歳～14 歳）のいずれも減少が続いている。2015 年時点における生産年齢人口は 2,420 人（全体の 51.8%）、年少人口は 520 人（同 11.1%）となっていたが、2021 年 7 月には生産年齢人口 2,139 人（48.3%）、年少人口 458 人（10.3%）となっている。また、老年人口は 2015 年には 1,733 人（同 37.1%）だったが、2021 年 7 月には 1,833 人となっており、平均寿命が上昇したことや団塊の世代（昭和 22～24 年生まれ）の加齢により高齢化が進んでいる。

自然動態をみると、本町の合計特殊出生率は 1.78（2013 年～2017 年）で、国及び県平均を上回る水準となっているものの、出生数自体は減少傾向にある。一方で、死亡数は増加傾向にあり、1994 年以降は死亡数が出生数を上回る自然減が続き、2020 年は 63 人の自然減となっている。

社会動態については、近年は転入を転出が上回る社会減の状況にある。特に 10 代後半から 20 代前半の転出が全体の約 4 割を占め、進学や就職に伴うものと推察される転出が多くなっている。2015 年から 2019 年は平均で 28 人の社会減になってお

り、2020年は29人の社会減となっている。

このように、高齢化を伴う人口減は、労働力人口の減少や消費市場の縮小を引き起こし、地域経済の規模を縮小させるだけでなく、社会生活サービスの低下による地域の居住魅力の低下を招き、更なる人口減を引き起こすといった悪循環に陥ることが懸念される。

これらの課題に対応するため、本計画期間において次の基本目標を掲げ、出生数が増える環境づくりや社会減少を抑える取組とあわせ、安定した雇用の創出や安心して暮らし続けることができる地域づくりを進め、人口減少に歯止めをかける。

基本目標1 稼げるまちをつくとともに、安心して働けるようにする

基本目標2 世界とつながり、津奈木町への新しいひとの流れをつくる

基本目標3 結婚・出産・子育ての希望をかなえる

基本目標4 ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的なまちをつくる

【数値目標】

5-2の ①に掲げ る事業	K P I	現状値 (計画開始時点)	目標値 (2024年度)	達成に寄与する 地方版総合戦略 の基本目標
ア	雇用創出数	10人	累計20人	基本目標1
ア	起業・業務拡大件数	6件	累計16件	基本目標1
イ	社会増減数	△29人	±0人	基本目標2
ウ	津奈木町は安心して結婚・妊娠・出産・子育てができるまちだと思う割合	52.9%	60.0%	基本目標3
エ	今後も津奈木町に住み続けたいと思う人の割合	80.2%	85%以上	基本目標4

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する
特例（内閣府）：【A2007】

① 事業の名称

津奈木町まち・ひと・しごと創生推進事業

ア 「稼げるまちをつくとともに、安心して働けるようにする」事業

イ 「世界とつながり、津奈木町への新しいひとの流れをつくる」事業

ウ 「結婚・出産・子育ての希望をかなえる」事業

エ 「ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的なまちをつくる」事業

② 事業の内容

ア 「稼げるまちをつくとともに、安心して働けるようにする」事業

町の基幹産業である農林水産業の振興を主軸として、地場企業の育成や雇用確保に資する事業を連動させることで、地域資源を活かした持続可能な産業を創出し、町の稼ぐ力を強化する事業。

【具体的な事業】

- ・つなぎブランドの確立等による稼げる農林水産業の実現を図る事業
- ・地場産業の振興及び雇用確保を図る事業
- ・地域商社の設立による地域販売力強化事業 等

イ 「世界とつながり、津奈木町への新しいひとの流れをつくる」事業

津奈木町の特徴的な取組であるアートプロジェクトや食（スローフード）の取組みをテーマにした関係人口の構築や移住定住の促進を図る取組を推進し、町への新しいヒト・モノ・カネ・コトの流れを作る事業。

【具体的な事業】

- ・地域商社による町観光のブランディングと販売促進事業
- ・移住・定住対策事業
- ・空き家宅策や公営住宅整備など住環境の整備を図る事業 等

ウ 「結婚・出産・子育ての希望をかなえる」事業

結婚や出産に向けた環境の充実や子育て環境の充実を図る事業。

【具体的な事業】

- ・母子保健対策など保健医療の充実を図る事業
- ・出生祝い金制度、不妊治療助成事業、婚活支援事業
- ・生涯を通じた教育環境の充実を図る事業 等

エ 「ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的なまちをつくる」事業

暮らしの安全・安心を実現するための環境整備や地域コミュニティの再生を軸として、魅力的なまちづくりを図る事業。

【具体的な事業】

- ・母子保健対策など保健医療の充実を図る事業
- ・出生祝い金制度、不妊治療助成事業、婚活支援事業
- ・生涯を通じた教育環境の充実を図る事業 等

※ なお、詳細は「第2期（R2－R6）津奈木町まち・ひと・しごと創生総合戦略」のとおり。

③ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4の【数値目標】に同じ。

④ 寄附の金額の目安

190,000千円（2021年度～2024年度累計）

⑤ 事業の評価の方法（PDCAサイクル）

毎年度9月までに内部評価のうえ、外部有識者による効果検証を行い、翌年度以降の取組方針を決定する。検証後速やかに津奈木町公式WEBサイト上で公表する。

⑥ 事業実施期間

地域再生計画の認定の日から2025年3月31日まで

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から2025年3月31日まで